

第15回 大阪市路上喫煙対策委員会 会議要旨

- 1 日 時 平成23年7月1日（金）午後3時から午後4時25分まで
- 2 場 所 大阪市役所 P1会議室
- 3 出席者
（委員）
鬼追委員長、佐竹委員、上島委員、吉田委員、田中委員、本庄委員
（大阪市）
玉井環境局長、青野事業部長、村上事業管理課長、木村事業管理課長代理（司会）
- 4 議 題
 - （1）取り組みの報告等について
 - （2）「たばこ市民マナー向上エリア制度」平成20年度参加団体の更新について
 - （3）「たばこ市民マナー向上エリア制度」の拡大と活動の充実について
 - （4）その他
- 5 議事要旨
 - （1）事務局から、「第15回大阪市路上喫煙対策委員会資料」に基づき、路上喫煙対策事業の取り組みの報告等を行った後、質疑、意見交換等を行った。
＜主な意見等＞
 - ・ たばこの害について取り上げられることが多いが、嫌煙権がある一方、吸う権利もあると思う。喫煙者がどのように周りに迷惑をかけずに喫煙をするか、吸い殻の始末をするかといったことに取り組んでいます。
 - ・ 5月の過料徴収件数が多い、その後減少して、また、年度末に件数が多くなる傾向がある。また、禁止地区の中でも件数が多い場所を調査して時間帯やエリアを絞って効率的な巡回指導をすればさらに違反者が減るのではないかと。
 - ・ 22年度は8000件の過料があった。まだまだ多いと感じるので効果的な周知方法を検討していく必要がある。
 - ・ 大阪시는御堂筋の線で過料徴収をしているが東京などは面で行っている。他都市の取り組み状況を調べて報告してほしい。
 - ・ 観光客からここは吸っていい場所かと聞かれることが多く、御堂筋という大阪市のメインストリートが禁止地区に指定したことは非常に宣伝効果があり、市内全域に波及効果があったと感じている。
 - （2）事務局から、「第15回大阪市路上喫煙対策委員会資料」に基づき、平成20年度から「たばこ市民マナー向上エリア制度」に加入した25団体について説明を行い、更新が承認された。
 - （3）事務局から「第15回大阪市路上喫煙対策委員会資料」に基づき、「たばこ市民マナー向上エリア」平成22年度活動報告と平成23年度新規団体の募集について報告をおこなった。また、積極的な取り組みを行っている「たばこ市民マナー向上エリア」2団体の代表から活動内容の報告と参考意見をいただいた。

【戎橋筋商店街振興組合】

- ・ 戎橋筋商店街だけではなくミナミ周辺の商店街にも声をかけて合同でお祭りを開催したり、ホームページを作成したり、ミナミ全体のイメージアップに取り組んでいます。
- ・ 平成17年にミナミ環境浄化推進協議会を発足し、南警察署、地元の町会、商店街振興組合、大阪市と合同で月1回会議を開催して、さまざまな課題について話し合いを行っている。会議後、防犯パトロールを行っている。
- ・ 商店街の中にたばこ店も入っているのでたばこやめましょうという活動は難しい部分がありますが、たばこのマナーを守りましょうという形で、清掃活動を毎週金曜日に行っています。
- ・ 安全・安心で楽しいまちとしてお買い物を楽しんでもらわないと商店街として成り立たないのでこれからもきれいなまちを目指して合同で取り組んでいきます。

<主な意見等>

- ・ 「たばこ市民マナー向上エリア制度」単体の取り組みだけではなく地域の安全・安心、美化、活性化をとりまとめた取り組みのなかでたばこのマナーアップに取り組んでいただいております、今後も活動の輪を広げていただきたい。

【日本橋筋商店街振興組合】

- ・ 日本橋筋商店街は電気街として有名な商店街で、全国から人が集まる商店街なので、平成22年度からたばこ市民マナー向上エリア制度に加入して、広くたばこマナーを情報発信しています。
- ・ インターネットの普及や量販店の進出により商店街が厳しい状況になったためポップカルチャー、アニメ、ゲームといった「萌え産業」による活性化を図るなかで、日本橋キャラクター音々（ねおん）を利用して商店街をPRしています。
- ・ 大阪市環境局と協働して、一昨年音々（ねおん）をデザインした「萌えるごみ袋」を作成し、日本橋ストリートフェスタで配布しました。今年度も作成していただき、3月に配布する予定です。
- ・ 海外からの観光客の誘致として、今年、台湾の漫画博に参加し、中国語でたばこマナーとキャラクターのコラボレーション事業についてプレス発表を行った。

<主な意見等>

- ・ 商店街だけの取り組みでなく、来客者も取り込んだマナーアップの取り組みを工夫していかなければならない。

(4) 事務局から、次回開催日程については、別途調整することを報告し、了承された。